

働く世代への大腸がん検診推進事業

平成22年8月

健康局総務課がん対策推進室(鈴木健彦室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1 1 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

施策中目標1 1-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること

施策小目標5 がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

市町村

(2) 概要

特定の年齢に達した方に対し、市町村が大腸がん検査キットを対象者に直接自宅に送付することにより、がん検診の重要性等を理解していただくとともに、自宅に居ながらがん検診を受診可能とする体制を構築することにより、検診受診率の向上を図ることを目指し、市町村の当該事業に要する費用の一部を新たに助成するものである。

3. 評価（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

①行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有

がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。

市区町村が大腸がん検査キットを対象者に直接送付し、がん検診の重要性を理解していただくとともに、自宅に居ながらがん検診を受診可能とする体制を構築するために要する経費の一部を補助することにより、大腸がん検診の受診率向上が図られる。

また、長期的には、大腸がんによる死亡者数の減少が期待でき、国民の健康の保持増進に寄与することから、本事業には一定の公益性がある。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有

がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。

本事業を国が行うことにより、市区町村の財政負担を一律に緩和し、地域差なく大腸がん検診を行う契機となることから、大腸がんによる死亡者数の減少に向けた全国的な取組が可能となる。

③民営化・外部委託の可否：否

本事業は、市区町村が大腸がん検査キットを対象者に直接送付し、がん検診の重要性を理解していただくとともに、自宅に居ながらがん検診を受診可能とする体制を構築することにより、検診受診率の向上を図るために要する経費に対して、国庫補助を通じて側面から支援するものであり、民営化・外部委託になじまない。

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

特になし

2) 地方自治体に類似の取組はないか

特になし

3) 他省庁に類似の取組はないか

特になし

(2) 有効性の評価

(政策効果が発現する仕組み)

本事業において、より多くの方々の大腸がんの早期発見を行うことにより、早期治療へと結びつけ、ひいては大腸がんによる死亡者数の減少が図られる。

(検証)

本事業による大腸がん検診受診率の上昇により、長期的には、大腸がんによる死亡者数の減少が見込まれる。

(3) 効率性の評価

■手段の適正性

本事業は、市区町村が行う検診事業にかかる経費の一部に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、効率的で適正な手段である。

■費用と効果の関係に関する評価

本事業は、市区町村が行う検診事業にかかる経費の一部に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、費用面においても効率的である。

また、本事業の推進の結果、大腸がん検診の受診者数が増加し、大腸がん起因する死亡数の減少が見込まれることから、一定の効果が期待されるものである。

4. 評価の反映

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所要の予算を特別枠にて要望する。

(概算要求額：5,505百万円)

5. 事後の検証

(指標)

本事業が期待した効果を発揮したかどうかについては、下記の指標を定め測定することとする。また、下記に示す達成時期を待たず、必要があればその都度改善を講ずるものとする。また、効果の分析には下記の参考統計も参照するものとする。

○アウトカム指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
大腸がん検診受診率の上昇	(50%／平成28年度)	本事業による検診体制の確立により、大腸がん検診の受診者数が増加する。
(調査名・資料出所、備考等) 国民生活基礎調査（厚生労働省）		

(評価計画)

本事業の効果を測定するために、本事業を実施した地域において、上記の指標を5年間にわたり測定し、平成28年度において、本事業の対象者における受診率の向上効果を検証することとする。